

最高裁秘書第3246号

令和元年6月19日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月17日付け（同月20日受付，最高裁秘書第2693号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 祝辞（平成30年5月25日付け日本弁護士連合会定期総会における感謝・表彰式分）（片面で2枚）
- (2) 祝辞（平成30年6月4日付け海上保安制度創設70周年記念式典分）（片面で2枚）
- (3) 祝辞（平成30年7月12日付け公益財団法人日本弁護士連合会法務研究財団設立20周年祝賀会分）（片面で2枚）
- (4) 祝辞（平成30年10月26日付け第66回全国調停委員大会分）（片面で2枚）
- (5) 祝辞（平成30年12月5日付け社会保険労務士制度創設50周年記念式典分）（片面で2枚）
- (6) 祝辞（平成31年2月24日付け天皇陛下御在位30周年記念式典分）（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

祝 辞

〔平成三〇年五月二十五日
J R ホ テ ル ・ ク レ メ ン ト 高 松
日 弁 連 定 期 総 会 に お け る 感 謝 ・ 表 彰 式〕

本日、ここに、日本弁護士連合会の前会長、前副会長及び先進会員の皆様に対する感謝・表彰式が挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

司法に対する国民の期待に応えるべく、連合会の先頭に立つて様々な課題に取り組んでこられた中本前会長、そして会長を補佐された連合会の円滑な運営とその発展に大きく貢献された前副会長の皆様、御在任中の御功績に対し、ここに深く敬意を表します。

また、本日、在職五十年、六十年及び七十年の表彰を受けられた方々は、長きにわたり、法曹としての使命を果たしてこられました。本日の御栄誉は、そのたまものにほかならず、心からお祝い申し上げます。

社会経済構造の急速な変化や価値観の多様化の進展などにより、我が国の社会に生じる紛争には解決の困難なものが増えてきています。このような状況の中、法にのっとり公平で透明性のある手続によつて適正妥当な紛争解決を図り、法の支配を実現することを使命とする司法への国民の期待は、一層大きくなつているといえます。その期待に応えていく上で、国民に身近な法曹である弁護士の方々の役割は、極めて重要であると申せましょう。

司法制度改革は、施行から十年目を迎えた裁判員制度を始めとする各種制度の創設や抜本的な改正として実を結び、その多くはおおむね順調に運営されているように思われますが、最近も、民法の改正、新時代の刑事司法制度の関連法制の整備など、国民生活や裁判手続に大きな影響を及ぼす制度の改正が続いています。これらの諸制度の安定的かつ円滑な運用確保のほか、情報通信技術を用いた裁

判手続の現代化の検討など、司法をめぐる課題は少なくありません。こうした課題を適切に解決していくためには、法曹三者が、実情を踏まえた検討を行い、立場の違いを越えて率直な意見交換を重ね、相互理解と協力関係を更に深めつつ、努力を重ねていくことが必要です。

本日表彰を受けられた方々を始めとして、弁護士各位におかれましては、今後とも、国民の期待に応え、司法の健全な発展のために力を尽くしていただくことを御期待申し上げますとともに、健康に留意され、ますます御活躍になられるよう祈念して、私の祝辞といたします。

平成三十年五月二十五日

最高裁判所長官

大谷直人

祝

辞

平成三〇・六・四 パレスホテル東京
海上保安制度創設七十周年記念式典

天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、海上保安制度創設七十周年記念式典が挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し述べます。

今から七十年前、終戦の傷跡も癒えぬ我が国の周辺海域は、密航や密輸などの海上犯罪が多発しておりました。そのような中、海上保安庁法が施行され、我が国の海上保安制度が創設されました。

以来、海上保安制度は、海上における安全及び治安の確保を図るべく、その時々々の情勢を踏まえながら、今日まで、逐次改正を重ね、国民が信頼を寄せる制度として定着してまいりました。

この間、海上保安庁におかれましては、海上における法令の励行

と犯罪の予防及び鎮圧並びに犯人の捜査及び逮捕などを通じ、我が国の周辺海域における安全及び治安の確保に日夜尽力されてきました。

昨今、外国漁船による違法操業への対応や東京オリンピック・パラリンピックでの安全対策など、以前にも増して治安の確保が求められる中、海上保安制度に対する国民の期待は、ますます高まっていますと申せましょう。

本日の式典に当たり、海上保安制度の発展の歩みを顧み、その運営に貢献してこられた各位に対し、深甚なる敬意を表しますとともに、海上保安制度が一層の発展を遂げられますことを祈念いたします。私、私の祝辞といたします。

平成三十年六月四日

最高裁判所長官 大谷 直 人

祝 辞

平成三〇・七・一二
公益財団法人日弁連法務研究財団設立二十周年
祝賀会

本日、ここに、公益財団法人日弁連法務研究財団設立二十周年祝賀会が行われるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

日弁連法務研究財団は、平成十年に設立され、以来、法及び司法制度についての多くの研究のほか、法律実務関係者に対する研修、様々な法情報の収集と提供、法科大学院認証評価事業の実施など、広く社会に開かれた研究機関というにふさわしい、多方面にわたる活発な活動を続けてこられました。平成二十二年には公益認定を受けられ、その後も着実に成果を積み重ねられて、二十周年の節目を迎えられましたことは、誠に意義深いことと存じます。これも、ひとえに、歴代役員の方々を始め関係各位の御尽力によるものであり、

深く敬意を表します。

近時、価値観の多様化が一層進むとともに、情報通信技術の急速な発展やグローバル化の進展も加わって、我が国の社会に生じる法的紛争には、利害対立がより複雑化したものや、これまで築き上げられてきた判断枠組みがそのままでは当てはまらないものなど、解決の困難なものが増えてきています。このような社会の変化に対応し、司法及び法曹が国民の期待に的確に応えていくに当たり、法及び司法制度の研究を深め、法律実務の改善を図ることで、法に関する理論と実務との架け橋を構築しようとしてされている日弁連法務研究財団の活動には、極めて重要な意義があるといえましょう。

今後その活動の成果が、法律実務に携わる者の共有の財産とし

て広く活用され、我が国の司法の発展に寄与することを願っております。

終わりに、日弁連法務研究財団のますますの御発展と御参集の皆様様の御健勝を祈念して、私の祝辞といたします。

平成三十年七月十二日

最高裁判所長官 大谷直人

最高裁判所長官祝辞

〔平成三〇・一〇・二六
第六十六回全国調停委員大会〕

第六十六回全国調停委員大会の開催に当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

本年、ここ仙台で開催されるこの大会は、平成二十五年の大阪、平成二十八年の名古屋に続き、東京以外の地で開催される大会としては三回目のことですが、地元の調停協会を中心とする開催準備に携わられた方々の御尽力により、本日、大会当日を迎えることができ、心からお喜び申し上げます。

調停制度は、我が国の社会にかなった柔軟な紛争解決手段として、国民の高い評価を受けながら、着実な発展を遂げてまいりました。日本調停協会連合会は、昭和二十七年の創設から今日に至るまで、この調停制度の発展のため、様々な活動を続けてこられました。これまで、発展を支えてこられた関係各位の御尽力に対し、心から敬意を表します。また、後ほど御披露が予定されていることですが、調停委員として永年にわたり御功績を挙げられた多数の方々に

対し、藍綬褒章が授与されました。調停制度の拡充と発展に多大な貢献をしてこられた方々に、この場をお借りして、深く謝意を表すとともに、お祝いを申し上げます。

近年、急速な社会経済情勢の変化、国民の権利意識の高まりや価値観の多様化などを背景に、紛争の複雑困難化が進んでおります。その一方で、調停制度の利用者からは、これまで以上に、公平で透明性のある調停運営と、その帰結としての納得性の高い紛争解決の実現が求められております。今後も、調停制度が身近で利用しやすい紛争解決手段として国民の高い信頼を得ていくためには、利用者幅広のニーズを的確に受け止めた調停運営の更なる改善を図っていく必要があります。

裁判所も、調停制度の一層の充実と発展のために力を尽くし、このような時代の要請に応えていく所存です。調停委員の皆様方におかれましては、引き続き御理解と御尽力をいただけるようお願いを申し上げます。

終わりに、日本調停協会連合会と関係の皆様のみましますの御発展を祈念して、私の祝辞といたします。

平成三十年十月二十六日
最高裁判所長官

大谷直人

祝

辞

〔平成三〇・一二・五 東京国際フォーラム
社会保険労務士制度創設五十周年記念式典〕

天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、社会保険労務士制度創設五十周年記念式典が挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

社会保険労務士制度は、昭和四十三年に施行された社会保険労務士法による創設以来、五十年の大きな節目を迎えられました。現在、全国で約四万二千人の社会保険労務士の方々が、我が国における事業活動や国民生活の中でその役割を果たし、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与され、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に貢献しておられます。

皆様方は、特に、事業における労務管理等に関する高度な専門性を活用し、「社労士会労働紛争解決センター」を運営され、個別労働関係紛争につき、当事者にとって納得性の高い解決を図っております。また、近年は、成年後見制度への関わりを深められ、年金・医療・介護など広範な社会保障制度に精通する専門家としての知見をいかした取組を進めておられます。国民に身近な司法の実現が求められている中で、このような活動に取り組まれていることに対し、深甚なる敬意を表するところであります。

最後に、社会保険労務士制度の更なる御発展を祈念いたしまして、私の祝辞といたします。

平成三十年十二月五日

最高裁判所長官

大谷 直人

祝
辞

平成三一・二・二四国立劇場
天皇陛下御在位三十年記念式典

天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、天皇陛下御在位三十年記念式典が挙行されるに当たり、謹んでお祝いの言葉を申し上げます。

天皇陛下におかれては、御在位三十年をお迎えになられました。この間、陛下は、様々な御公務に精励され、日本国及び日本国民統合の象徴としてのお姿を国民に示してこられました。とりわけ、地震、豪雨などの大規模な災害が発生した際には、皇后陛下とともに、被災地を訪問され、犠牲者を悼み、被災者を親しく慰め、支援に携わる人々を励まされてきました。

また、先の戦争で亡くなった方々を慰霊するため、国内はもとより国外にも足を運ばれ、世界の平和を祈念してこられました。

このように、陛下は、国民の安寧と幸せを常に願われ、なかでも困難な状況に置かれた人々の思いに寄り添われてきました。国民とともに喜びと悲しみを分かち合おうとされるそのお姿に、私たちは、感銘を受け、敬愛の念を深めてきたところであります。

司法につきましても、陛下からは、法の支配の担い手として力を尽くすようにとの励ましのお言葉をいただいてまいりました。御即位に伴い始まった平成という時代は、国民により身近

な司法を実現するため、様々な改革が実施された時代でもございました。私ども司法に携わる者としては、裁判員裁判をはじめめとする新たな諸制度が、次の時代においても着実に根を広げ、司法が国民の期待に一層応えるものとなるよう、全力で取り組んでまいる所存です。

ここに、天皇皇后両陛下の益々の御健勝と皇室の御繁栄を心よりお祈り申し上げまして、お祝いの言葉といたします。

平成三十一年二月二十四日

最高裁判所長官 大谷直人